

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2337 2015年 9月30日	たたかひの秋！人事委員会交渉がヤマ場です。要求実現のため各支部・分会から各取り組みに結集しよう。
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

# 2015県人勸⑦ 人事委員会 佐藤事務局長交渉 賃金水準維持でもつものる不満！

## 公民較差 月例給・一時金ともプラス 総合的見直し 導入検討せざるを得ない

岩手県地方公務員共闘会議（議長砂金良昭岩教組委員長）は、9月29日、人事委員会 佐藤事務局長との交渉を行い、県人事委員会勧告に向けた作業状況、要請事項の検討状況について確認した。

佐藤事務局長から、勧告時期は10月中旬となり、公民較差は月例給・一時金とも民間が公務員を上回るとし、このことに伴う給与改定（プラス勧告）については、検討中とした。

導入しないよう求めてきた給与制度の総合的見直しでは、「高齢層賃金では依然公務員が民間を上回る」とし、「他県の状況を踏まえ、制度として導入を検討せざるを得ない」と回答。

このため、公民較差を含めた全体の給与水準をどう考えるか質したところ、「給与水準は維持する」との回答を引出したが、具体的な改定方法については「検討中」との回答に止まった。この内容では高齢層職員の賃金削減につながり、求めてきた勤務意欲維持・改善とならず、大いに不満と言わざるを得ない。

地公共闘では、これらの再考を求め、前進回答を引出すため、次回10月6日の人事委員長交渉に再度多くの仲間の結集による座り込み行動を配置し、粘り強く交渉していくことを確認した。

交渉の詳細は次のとおり。



実態を訴える地公共闘交渉団



回答する佐藤事務局長

## 1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 今年の公民較差の状況、勧告日はいつ頃か。  
(事務局長) 精査の結果、月例給・一時金とも民間が上回っている。具体的にはまだ分析中であり、(プラス)改定は検討中である。勧告日は10月中旬となる。

## 2 給与制度の総合的見直し

(地公共闘) 給与制度の総合的見直しについて、反対であることは訴えてきた。検討状況はどうか。

(事務局長) 民間給与の状況を確認したが、高齢層では公務員給与が民間より高い結果が出ている。すでに42都道府県で導入されており、世代間配分の是正も含め、制度として導入検討せざるを得ない。

(地公共闘) 給与水準を下げることになるのか。公民較差をどのように反映するのか。

(事務局長) 公民較差は解消することが必要と考えている。制度は国となるが、給与水準は公民比較を重視し給与水準は維持する。具体的には現在検討中であり、まだ申し上げることが出来ない。

## 3 高齢層職員の給与について

(地公共闘) 総合的見直しで高齢層賃金が削減されることには納得できない。厳しい生活実態を踏まえ勤務意欲を持つことが出来る改善策を改めて要請する。

(事務局長) 最高号給者が多いことは課題と考えている。総合的見直しの中で行われている号給の増設を検討している。

## 4 諸手当の改善について

(地公共闘) 自己負担解消に向けた手当改善を要求してきた。検討状況はどうか。

(事務局長) 民間・国・他県との比較で検討しており、単身赴任手当について、国では民間との比較により改定している実態があり、当県での改定を検討している。具体的には給与制度の総合的見直しとの関連があり総合的に検討している。内容は現時点ではまだ申し上げられない。

(地公共闘) 新幹線利用などでの通勤手当の改善を求めているが、検討状況はどうか。

(事務局長) 交通機関利用だけでなく、交通用具(自家用車)利用も含め実態を検討している。改善要望については改めて人事委員会へも伝えていく。

地公共闘ではこの回答について、公民較差を解消し水準を維持することについては、一定前進回答とするものの、給与制度の総合的見直しは、高齢層賃金の引下げにつながるものであり、勤務意欲の更なる低下は大問題であること、加えて手当改善の検討が不十分であるなど、まだまだ課題が多いとの判断から、要請打電行動に加え次回人事委員長交渉においても県庁座り込み行動を配置し、交渉の押し上げを行うことを確認した。多くの仲間の結集により、要求の実現に向け取り組みを強化していく。



交渉支援 座り込み行動の状況

# 10.6「生活防衛」地公共闘総決起集会・ 人事委員会交渉支援座り込み行動

1 日 時 2015年10月6日(火) 10時00分～

2 会 場 岩手県公会堂 大ホール集合・11:00から県庁座り込み行動へ